

役場からのお知らせ

電話 72-0450
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

空き家はありますか？

昨年3月11日の東日本大震災以降、本町に移住を希望する方からの問い合わせが多数寄せられております。

町内に住居をお持ちの方で、現在使用されていない方の情報を集めています。

すぐに入居できる住居、修繕を要する住居の情報をお待ちしておりますので、ご理解のうえご協力よろしく申し上げます。



問い合わせ先：総務課交流班

(ふれあいセンター内) 山崎

ご寄附のお礼

車両一台 杉 故小笠原春行氏ご遺族様
生前の春行様のご遺志により社会福祉協議会に對しまして、車両をご寄贈いただきました。ありがとうございます。



軽自動車などの廃車・名義変更の手続きは4月1日までに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、二輪のバイクや軽四輪、トラクターなどの車両を登録している人に課税されます。このため、4月2日以降に手続きをしても、平成24年度分の軽自動車税は課税されることになります。

軽自動車や二輪車などを廃車または譲渡したり、所有者の住所を変更（転入・転出の場合）したときは、次の場所です必ず手続きをしてください。



125cc以下の二輪車など(町のナンバープレート)

▼住民課税務班、総合ふれあいセンター内窓口センター

軽二輪車(125超〜250cc)、軽四輪

▼軽自動車検査協会 ☎088-842-5734

小型二輪車(250ccを超える二輪車)

▼高知運輸支局 ☎050-5540-2077

問い合わせ先：住民課税務班 小松

泳げるようにがんばるぞ！ ちびっこ水泳教室



毎年総合ふれあいセンターで実施している、ちびっこ水泳教室が今年も行われました。講師は、みどりの時計台の野田正樹さんです。

12月から実施したこの教室は、だんだん寒くなると、家の外で遊ぶのがおっくうになるこの時期に、お子さんの体力づくりにと企画しています。

また、小学校になりプールの授業が始まった時、水を怖がらず楽しく水泳ができるようにと、来年度小学一年生になる子どもさんを対象に実施しています。

最初は水を怖がったり、ユラユラ動くボードの上に立つのを怖がったりで、泣いてしまう子どもさんもいましたが、野田コーチの熱血指導の下、今では泣くこともなく、大きな声で「やあっ！」と水に飛び込むことができるようになりました。

水泳の授業が待ち遠しいですね！

決意と希望を胸に！ 大豊町中学校一日入学



1月31日、大豊町中学校で一日入学が行われました。

最初は緊張気味の6年生も、笑いを交えた生徒会執行部の中学校生活の紹介や、各部活動のビデオ紹介で緊張もほぐれたようです。

その後、それぞれが各部活動の見学に行きました。吹奏楽部、剣道部、バドミントン部、バスケットボール部、ソフトボール部、パソコン部、柔道部。

部員が少ない部もありますが、来年度新入部員が多く入るよう、張り切って紹介していました。

1年前までは同じ小学生だった子ども、中学生になるとグンと大人びて見えましたね。

小学校生活も残りわずか、勉強や運動、遊びに全力で取り組み、そして良い思い出を作ってください。

国営直轄地すべり対策事業 高知三波川帯地区完工式



2月8日、総合ふれあいセンターで国営直轄地すべり対策事業高知三波川帯地区完工式が行われました。

大豊町は「破碎帯地すべり地域」に位置していることから、帯を破壊させ、その一部が粘土状や土砂状になり、すべりやすくなっています。

その対策として農林水産省中国四国農政局では、平成11年度から「中村大王上区域」と「桃原・西桃原区域」で直轄地すべり対策事業を実施してきました。

このたびすべての事業が完了しましたが、地すべり対策の効果を引き続き発揮されるためには、地すべり地が適正に管理されることが必要です。農地で農業が行われることを通じて、また日々の暮らしの中の水回りの管理を通じて、地表面の地下浸透が抑制されており、地すべりの農業や暮らしは地すべり防止の大切な役割を担っています。

返しきれない借金で悩んでいますか？

四国財務局には、安心して相談できる、「相談窓口」があります。お金に関する問題は必ず解決できます。悩まずに相談してください。

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引き継ぎも行ってあります。個人事業者の方からのご相談や家計相談もお受けしています。

秘密厳守、相談料無料ですので、まずはお電話ください。

【連絡先】 高松市中野町26番1号

四国財務局 財務広報相談官

多重債務相談員

☎087-831-2155(直通)

【受付時間】 月曜日〜金曜日(祝日、年末年始除く)

午前9時〜正午、午後1時〜5時

シベリア強制抑留者の皆さんへ

特別給付金を支給しています。対象者は、平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人)です。

請求の受け付けは、3月31日(消印有効)までとなっています。

まだ請求されていない方は、左記までご連絡ください。

平日は、午前9時から午後6時まで受け付けています。ただし、3月31日(土)は受け付けていません。

問い合わせ先：平和祈念事業特別基金

☎0570-059-204(ナビダイヤル)

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン 予防接種の助成期間延長について

次の3つのワクチンの助成実施期間が、平成25年3月31日まで延長され、対象となる方はこの期間、無料で接種を受けることができます。

子宮頸がん(HPV)ワクチン

△助成対象年齢▽

中学1年生相当〜大学2年生相当の女子

※大学1・2年生相当の方については23年度までに予防票を交付している場合、助成対象となります。

△助成回数▽ 3回

△助成金額▽ 全額助成(自己負担なし)

△助成回数▽ 1〜4回(※1)

△助成金額▽ 全額助成(自己負担なし)

△助成回数▽ 1〜4回(※1)